LIA-S2120 個別認証要求事項(JIS S 2120ガス栓) 新旧対照表 (令和6年6月1日施行)

新	IΒ
4.2 認証維持製品試験	4.2 認証維持製品試験
(1) 認証取得者は、形式ごとに発行する個別認証番号の発行日を起点として5年に2回以上の頻	(1) 認証取得者は、形式ごとに発行する個別認証番号の発行日を起点として1年ごとに、認証維持
度で認証維持製品試験を受けなければならない。 なお、認証維持製品試験は、前回の製品試	製品試験を受けなければならない。
験から3年以内に実施しなければならない。	
(2) 認証維持製品試験の試験項目は、原則として、初回製品試験と同じとする。ただし、技術的生	(2) 認証維持製品試験の試験項目は、原則として、初回製品試験と同じとする。ただし、技術的生
産条件の変更がない場合など、本協会が適切と判断する場合については、その一部を省略し	産条件の変更がない場合など、本協会が適切と判断する場合については、その一部を省略し
実施することができるものとする。	実施することができるものとする。
(3) 形式ごとに発行する個別認証番号の発行日を起点として5年に1回以上は、(2)項の技術的生	(3) 形式ごとに発行する個別認証番号の発行日を起点として5年に1回以上は、(2)項の技術的生
産条件の変更の有無に関わらず初回製品試験と同様の製品試験を実施しなければならないも	産条件の変更の有無に関わらず初回製品試験と同様の製品試験を実施しなければならないも
のとする。	のとする。
附 則 (令和6年6月1日改正)	
この改正は、令和6年6月1日から施行する。	

以上